

## 弁明の機会の付与の通知書

様

行政庁 印

行政手続法第13条第1項の規定により、次のとおり文書による弁明の機会を付与しますので、弁明書を提出してください。

弁明の件名	
予定される不利益処分の内容	
根拠法令及び条項	
弁明書の提出先及び提出期限	
不利益処分の原因となる事実	
連絡・照会先	

- 注意 1 代理人に弁明させようとするときは、代理人資格証明書を、上記の「連絡・照会先」に提出してください。  
2 証拠書類又は証拠物を提出する場合には、提出物目録を併せて提出してください。

(口頭による弁明の場合)

八広消 第 号  
年 月 日

## 弁明の機会の付与の通知書

様

行政庁

印

行政手続法第13条第1項の規定により、次のとおり口頭による弁明の機会を付与しますので、この通知書を持参して、出席してください。

弁明の件名	
弁明の期日	年 月 日
弁明の場所	
予定される不利益処分の内容	
根拠法令及び条項	
不利益処分の原因となる事実	
連絡・照会先	

- 注意
- 1 代理人に弁明させようとするときは、代理人資格証明書を、上記の「連絡・照会先」に提出してください。
  - 2 やむを得ない理由により弁明の期日を変更したいときは、その旨を 日前までに上記の「連絡・照会先」に申し出てください。
  - 3 証拠書類又は証拠物を提出する場合には、提出物目録を併せて提出してください。